

ストーカー事案における加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化について
(概要)

(令和6年5月24日 鹿人少第132号)

本通達は、ストーカー事案における加害者対策及び被害者の保護対策の更なる強化を図るため、ストーカー対策の新たな施策を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 加害者連絡の実施
- 加害者に対する精神医学的治療等の有用性の教示
- 被害者に対する危機意識の醸成
- 実施経過の記録

等である。